

平成30年6月 8日 開会
平成30年6月20日 閉会
(定例第6回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第125号

平成30年第6回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年5月31日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 平成30年6月8日（金） 午前10時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	加 藤 紀 之
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
米 本 隆 記	大 森 正 治
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美智恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
西 山 富三郎	杉 谷 洋 一

○応招しなかった議員

なし

第 6 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 30 年 6 月 8 日（金曜日）

議 事 日 程

平成 30 年 6 月 8 日（金曜日） 午前 10 時 開会

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期 平成 30 年 6 月 8 日～20 日 13 日間

(2) 審議予定

日 次	月 日	曜 日	議会区分	内 容
第 1 日	6 月 8 日	金	本会議	開会 諸般の報告・議案の提案説明
	9 日	土	休 会	
	10 日	日	休 会	
	11 日	月	委員会	常任委員会
	12 日	火	委員会	常任委員会
	13 日	水	委員会	常任委員会・特別委員会
第 2 日	14 日	木	本会議	一般質問
第 3 日	15 日	金	本会議	一般質問
	16 日	土	休 会	
	17 日	日	休 会	
	18 日	月	委員会	特別委員会・議員討論会
	19 日	火	委員会	予備日（議事整理日）
第 4 日	20 日	水	本会議	質疑・討論・採決 閉会

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 87 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第 5 議案第 88 号 大山町工場立地法地域準則条例の制定について
日程第 6 議案第 89 号 大山町介護給付費準備基金条例の制定について
日程第 7 議案第 90 号 大山町税条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第 91 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の一部を
改正する条例について
日程第 9 議案第 92 号 工事請負契約の締結について
(名和総合運動公園陸上競技場修繕工事)
日程第 10 議案第 93 号 公の施設の指定管理者の指定について
(大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部)
日程第 11 議案第 94 号 平成 30 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)
日程第 12 議案第 95 号 平成 30 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 1 号)
日程第 13 議案第 96 号 平成 30 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (16 名)

1 番	森 本 貴 之	2 番	池 田 幸 恵
3 番	門 脇 輝 明	4 番	加 藤 紀 之
5 番	大 原 広 巳	6 番	大 杖 正 彦
7 番	米 本 隆 記	8 番	大 森 正 治
9 番	野 口 昌 作	10 番	近 藤 大 介
11 番	西 尾 寿 博	12 番	吉 原 美智恵
13 番	岡 田 聰	14 番	野 口 俊 明
15 番	西 山 富三郎		

欠席議員 (1 名)

16 番 杉 谷 洋 一

欠員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持 田 隆 昌 書記 …………… 生 田 貴 史

説明のため出席した者の職氏名

町長	竹口大紀	教育長	鷲見寛幸
副町長	小谷彰	教育次長	佐藤康隆
総務課長	野坂友晴	幼児・学校教育課長	森田典子
総務課参事	金田茂之	人権・社会教育課長	西尾秀道
税務課長	遠藤忠敏	企画情報課長	井上龍
税務課参事	二宮寿博	企画情報課参事	池山大司
住民生活課長	山岡浩義	観光商工課長	大黒辰信
建設課長	大前満	水道課長	野口尚登
農林水産課長	末次四郎	福祉介護課長	松田博明
健康対策課長	後藤英紀	会計管理者	岡田栄
地籍調査課長	白石貴和		

午前 10 時 00 分開会

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行います。ご起立をお願いします。一同礼。ご着席ください。

○副議長（吉原 美智恵君） みなさん、おはようございます。

議長が欠席のため、地方自治法第 106 条の規定により、副議長の私が議長の任を執らせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

開会するに当たりまして、町民の皆様には議員討論会の開催についてご案内をいたします。

討論会のテーマは「持続可能なまちとは」といたしまして、期日は、6 月 18 日月曜日の午後 1 時 30 分から、2 時間程度を予定しています。議員間の活発な意見のやり取りが展開されますので、当日は大山チャンネルで生中継いたしますが、傍聴にもぜひおいでいただきますようお願いいたします。

では、ただいまの出席議員は、15 人です。定足数に達していますので、平成 30 年第 6 回大山町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これから、議長及び町長の諸般の報告のあと、町長から本定例会に提出されました各議案の提案理由の説明を受けますが、日程第 9、議案第 92 号 工事請負契約の締結について（名和総合運動公園陸上競技場修繕工事）については、本日、質疑・討論・採決まで行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○副議長（吉原 美智恵君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、10 番 近藤大介議員、11 番 西尾寿博議員を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○副議長（吉原 美智恵君） 日程第 2、会期の決定について を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 20 日までの 13 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉原 美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 20 日までの 13 日間に決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告について

○副議長（吉原 美智恵君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日まで受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から、政務報告及び報告第 4 号 平成 29 年度大山町一般会計予算の明許繰越についてから 報告第 11 号 長期継続契約締結の報告についてまで、計 9 件の報告の申出があります。

これを許します。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀 町長） みなさんおはようございます。本日から 6 月定例議会、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、3 月定例議会以降における各種事務事業の取り組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず総務課関係です。

4 月 8 日(日)に名和トレーニングセンターにおいて、4 月 1 日付けで新たに入団された 2 名の新入団員の紹介に続き、大山消防署署員の指導により全団員訓練を実施しました。

次に企画情報課関係です。

長年にわたり交流を続けている韓国・襄陽郡からシンイソウ副郡守様をはじめ 7 名の訪問団が 6 月 1 日から 3 日間来町されました。

訪問団の皆さんには、大山夏山開き祭りのたいまつ行列や、大山参道市場など町内施設の視察、また大山町日韓親善交流協会主催の歓迎晩餐会などに参加していただき交流を深めました。

今後も交流が継続し、観光や経済面での交流が盛んになることを期待するものであります。

次に地籍調査課関係です。

平成 30 年度新規地区は、中山地区が殿河内、下市、松河原の各一部。大山地区は、宮内、坊領の各一部で、各地区とも委託業務を発注しております。

また、平成 29 年度に 2 年目工程を終了した、中山地区の羽田井の一部、下市、松河原の一部は県の認証が終了し法務局登記手続き中で、大山地区の長田の一部は法務局登記が完了しております。

次に農林水産課関係です。

まず第 63 回鳥取県植樹祭についてです。

5 月 27 日（日）に第 63 回鳥取県植樹祭を、鳥取県、大山町、鳥取県緑化推進委員会を主催に開催しました。

当日は、美しいもりづくり功労者の表彰、森林・みどりへの想い発表のほか参加者植樹などが行われ約 400 人の参加がありました。

次に松くい虫等防除事業についてです。

本年度も松くい虫被害の拡大を防止するため、松くい虫特別防除事業を町内の松林 386 h a でヘリコプターによる薬剤空中散布を実施します。1 回目の散布は終わり、2 回目は 6 月 11 日からの実施となります。

次にナラ枯れ被害防止事業についてです。

今年、夏以降の被害発生を減少させるため、大山周辺のナラの木にペットボトルトラップや立木シート被覆を実施しています。

次に農業委員会関係です。

平成 30 年 3 月から欠員が生じていました名和地区の農地利用最適化推進委員に、公募の結果、鳥橋千廣さんが 5 月の農業委員会で選任されました。任期は選任日から平成 32 年 7 月 19 日までとなります。

次に建設課関係です。

町道坊領向原線改良工事 1 件を発注し請負施工中です。町道安原淀江線改良工事に伴う測量・設計業務委託を発注し業務遂行中です。町道橋梁定期点検について、業務委託 2 件を発注し業務遂行中であります。

次に、観光商工課関係です。

5月18日（金）に大山参道市場がオープンしました。土日を中心に多くの来客者があり、大山参道の賑わい復活の一翼を担うことを期待しています。

また、5月20日（日）には大山寺開創法要が行われ、「伯耆国大山開山1300年祭」がスタートしました。当日は、開創法要のほか、神輿行列、シー・ツー・サミット、夜には星空コンサートがあり、天候にも恵まれ約5,000人の来客がありました。今後は、大山町だけではなく、周辺の市町村でも、いろいろなイベントを実施して大山開山1300年祭を盛り上げていきます。

6月2日（土）、3日（日）の2日間、第72回大山夏山開き祭が行われました。特に、前夜祭のたいまつ行列では、大山開山1300年祭の宣伝効果もあり、短時間でたいまつが売り切れになりました。

次に人権・社会教育課関係です。

まず、大山町名和マラソンフェスタ2018についてです。

5月13日（日）に「大山町名和マラソンフェスタ2018」を開催いたしました。今年は1,358人の申し込みをいただきました。

当日は朝から雨が降る中での開催になりましたが、参加選手とそのご家族や友人など多くの方々に来場をいただき、ハーフ・10キロ・5キロのマラソン、ウォーキング、ジョギングの各部門やお楽しみ抽選会など楽しい時間を過ごしていただきました。

次に、庄原市塩原の大山供養田植についてです。

大山開山1300年の今年、4年に一度開催されている庄原市の国重要無形民俗文化財の「塩原の大山供養田植」が催されました。大山信仰で繋がる伝統民俗行事ということもあり、主催の小奴可地区芸能保存会からの要望により、教育長と職員計3名が訪問し、大山開山1300年をピーアールして参りました。

最後に徴収金関係です。

平成29年度も未収金の収納に向けて、督促、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでまいりました。

各課の徴収実績は、別紙資料のとおりです。

以上で政務報告を終わります。

次に、報告第4及び5号 平成29年度大山町一般会計予算ほかの明許繰越についてご報告申し上げます。

平成29年度大山町一般会計予算、平成29年度公共下水道事業特別会計予算を平成30年度に明許繰り越しをしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙報告書のとおり議会にご報告するものであります。以上で、報告第4号から第5号の説明を終わります。

次に報告第6号及び7号 平成29年度大山恵みの里公社収入支出決算並びに平成30

年度大山恵みの里公社収入支出予算についてご報告申し上げます。本案は、地方自治法第 243 条の 3 第 3 項及び地方自治法施行令第 173 条の規定に基づき、一般財団法人大山恵みの里公社の平成 29 年度決算並びに平成 30 年度予算に係る書類を提出するものであります。これは、地方自治法第 221 条第 3 項及び、地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 2 号の規程により、町が 100%出資をしております、同公社につきまして、経営状況を説明する資料を議会に提出する必要があることとされていることによるものです。

次に、報告第 8 号から第 10 号、議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項にかかる報告についてご報告を申し上げます。

本案は議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定についての規程に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布しております報告書のとおりであります。

次に、報告第 11 号 長期継続契約締結の報告についてご報告を申し上げます。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○副議長（吉原 美智恵君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 87 号 ～ 日程第 8 議案第 91 号

○副議長（吉原 美智恵君） 日程第 4、議案第 87 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第 8、議案第 91 号 大山町ふるさとフォーラム なかやま ふれあい倶楽部条例の一部を改正する条例についてまで計 5 件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 続きまして議案第 87 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

住民サービスの向上と業務の効率化を図るため、管理職会での協議、職員説明会、住民説明会での意見等を踏まえ、平成 30 年 7 月より、現行の組織機構について一部変更を行うことといたしました。

具体的には、公共施設の一元管理を図り、効率的な財政運営を図るための財務課、子育て支援を推進するためのこども課の創設です。

また、人権教育と人権施策の明確化を図るため人権推進室を福祉介護課へ所管変更、併せて、本庁にも総合窓口を設置するものです。

これに伴い、住民生活課を住民課へ、人権・社会教育課を社会教育課へ、課の名称を変更いたします。

また、商工関係を観光商工課から企画情報課へ事務の移管を行いますので、課の名称をそれぞれ、観光課、企画課と変更いたします。

次に議案第 88 号 大山町工場立地法地域準則条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、新たな企業誘致の促進並びに町内企業における工場敷地内の有効活用や設備投資の促進を図ることを目的として、平成 20 年 3 月に「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき地域準則を制定し、工場立地法に規定された工場の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積割合を緩和しておりました。

しかしながら、平成 29 年 12 月に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく地域準則に改正したため、現在、緩和措置が適用されない状態となっております。

このたび本条例を制定し、緑地及び環境施設の面積割合をそれぞれ 10%以上、15%以上とこれまでどおりの割合に緩和させるものであります。

次に議案第 89 号 大山町介護給付費準備基金条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、介護保険の介護給付及び介護予防給付の費用の支出に備えることにより、介護保険財政の健全な運営を図るため、決算で生じた剰余金を適正に維持するため給付準備金として積み立て、経過期間内の支出に備えるよう本条例を制定するものであります。

なお、施行日は平成 30 年 7 月 1 日としております。

次に、議案第 90 号 大山町税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の特例措置を講じるものであります。

改正の主な内容としましては、集中投資期間に限定し、固定資産税を 3 年間ゼロとするものであります。

なお、この条例は生産性向上特別措置法の施行の日から施行することとしております。

次に議案第 91 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、3 月議会で「ふれあい倶楽部」を指定管理委託することに伴い条例を制定し

ておりますが、委託することに伴う準備の中で位置について変更があったことと、文面をもっとわかりやすくとのことがあり改正するものであります。

条例改正の内容としましては、名称及び位置の表の番地の改正、別表 1 の単価の、宿泊にかかわる文面を改正するものです。

なお、施行日は平成 30 年 7 月 1 日からとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 9 議案第 92 号

○副議長（吉原 美智恵君） 続きまして日程第 9、議案第 92 号 工事請負契約の締結について（名和総合運動公園陸上競技場修繕工事）を議題とします。

本議案は、質疑・討論・採決まで行います。提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 92 号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明をいたします。

本工事は、名和総合運動公園陸上競技場が、走路等の消耗劣化により安全に利用することが難しくなったことから、走路全面改修等を実施するものであります。

この工事の工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

平成 30 年 5 月 28 日に、公募申込みのあった 6 業者のプロポーザルにより、10 名からなる審査委員会で審査を行った結果、美津濃株式会社 代表取締役社長 水野明人を特定者に選定いたしました。

5 月 29 日付けで修繕工事の仮契約を締結したところであります。契約金額は、1 億 4,580 万円、工期は、本契約締結の日の翌日から平成 31 年 2 月 28 日までとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○副議長（吉原 美智恵君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 議長、15 番。

○副議長（吉原 美智恵君） 15 番 西山 富三郎君。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 陸上競技場は、社会資源です。美津濃さんの提案のなかで、社会資源に納得するような提案はなされていきましたか。2 点目、陸上競技場が完成しましたら、町長や教育長はスポーツ文化を通じてどのようなまちづくりを展望しようとお考えですか。

○副議長（吉原 美智恵君） 答弁。

○人権・社会教育課長（西尾 秀道君） 議長、人権・社会教育課長。

○副議長（吉原 美智恵君） 西尾人権・社会教育課長。

○人権・社会教育課長（西尾 秀道君） では、その第 1 問目のほうにお答えします。美津濃株式会社様からですね、陸上競技場の改修につきまして、社会資源としてですね、本町の児童、生徒を中心とする陸上競技者の育成、活動の場のみならずですね、大山町民の健康づくりの場、あるいはスポーツを通じた交流の場として、町民に役立つ施設としての位置付でご提案をいただいているところでございます。

見積り提示のありました金額のなかでありますと、例えば、美津濃株式会社さんと契約をしていらっしゃるトップアスリートとふれあうことのできる、美津濃ビクトリークリニックですとか、新しくなった陸上トラックをですね、拝見してもらうための陸上競技体験会、あるいは学校のキャリア教育ですとか、あるいはその出来上がる過程を見ていただいて、より愛着を持って使用していただく、そういう環境づくりとしてのですね、工事中の現場見学会の実施、あるいは大山町はですね、大山町名和総合運動公園の歴史パネル掲載等ご提案いただいたところでございます。

また、提示金額には含まれないところではございますけれども、施行する業者としてですね、今後の町とのパートナーシップということでのご提案をいただいている内容としましては、例えば大山町名和マラソンフェスタのサポートの提案ですとか、美津濃さんの運営室でおこなわれておりますスポーツプログラムの講師派遣提案、あるいはスポーツ大会やスポーツ大会合宿の誘致、そういったところでご提案をいただいております。

そういうなかですと、新規利用者の獲得ですとか、稼働率の向上あるいは地域経済の波及効果といったことが、有ろうかと思えます。

またワールドマスターズゲーム 2021 関西のメジャーパートナーということに美津濃さんになっていらっしゃるんですね、これが 2021 年 5 月 14 日から 17 日間行われます 32 競技 55 種目の公式競技という大会でございますけれども、鳥取県も開催場所になっておりまして、国内外 5 万人、150 カ国という大会でございます。そういう大会のですね、イベントの開催でありますとか、練習会場としての参加者の合宿誘致とか、そういうことをご提案いただいております。

○副議長（吉原 美智恵君） 西山議員よろしいですか。

○教育長（鷺見 寛幸君） 議長、教育長。

○副議長（吉原 美智恵君） はい、教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） 詳細については、課長が申しましたとおりですが、私としましても陸上競技場が整備されることによって、町民が生涯にわたって健康な生活を楽しむことができる、そしてまたこの陸上競技場をつかって町民がふれあう機会となるというようところで、非常に美津濃さんからは有意義な提案をいただきました。各種のスポーツと触れ合うイベント、またスポーツ教室の講師派遣、また合宿の誘致など、波及効果は広くなるというふうに考えております。これを利用することによって、健康な町

民の、町民づくりというようなことが可能になるというふうに考えております。

○議員(15番 西山 富三郎君) 議長、15番。

○副議長(吉原 美智恵君) 西山 富三郎君。

○議員(15番 西山 富三郎君) 課長の説明のなかで、進捗状況の現場の見学を見ていただくということ、これ大事なことです。汗をかいて、高度な技術を使ってスポーツ文化、人間の触れ合いができる、そういう場所を見学するということはですね、非常に大事なことです。どのような形で現場の見学、学習をされますか。

○人権・社会教育課長(西尾 秀道君) 議長、人権・社会教育課長。

○副議長(吉原 美智恵君) 西尾課長。

○人権・社会教育課長(西尾 秀道君) 提案のありました内容につきましてはですね、本契約後、打ち合わせによりまして詳細は詰めていくというところでございますし、学校のカリキュラムとの兼ね合いもございますので、まだ詳細は決まっていないところがございます。申し分けございません。

○議員(15番 西山 富三郎君) 議長。

○副議長(吉原 美智恵君) はい、西山議員。

○議員(15番 西山 富三郎君) 教育長はいいことを言われました。生活とふれあいと言いましたね、生活とふれあいによってやっぱり陸上競技場とか施設なんかですね、まちづくりの大きな主要な場所になってくると思うですね。生活とふれあい、そのようなことは、もっと積極的に具体的にはどのように行いますか。

○教育長(鷲見 寛幸君) 議長、教育長。

○副議長(吉原 美智恵君) はい、教育長。

○教育長(鷲見 寛幸君) この陸上競技場もただ競技力、陸上競技のアップをするためのみの競技場にするのではなく、陸上競技に限らずにいろいろなスポーツイベントの開催によって、乳幼児から高齢者の方々もで、幅広い年代がいろいろなスポーツを通じてふれ合う機会となればというふうに考えています。

○議長(吉原 美智恵君) 以上で3回です。他に質疑はありますか。

○議員(3番 門脇 輝明君) 議長、3番。

○副議長(吉原 美智恵君) はい、門脇輝明議員。

○議員(3番 門脇 輝明君) 何点か質問させていただきたいと思います。

本件は、およそ1億5,000万ということで、本町予算の1.5%にあたる費用をかける事業でございます。

こういう朝、提案されて、即決ということがすぐしなければならないのかなど、本日即決、採決をしなければならない理由を教えてくださいたいと思います。私としては、委員会で、しっかり検討してその後でも、いいんではないかなという気持ちがございます。

それから次に、プロポーザルでこの業者を決定をしたわけですがけれどもプロポーザルの審査基準がですね、みておきますと、主要業務実績、設計施工体制について、これが10点、それから事業費について、これが15点、行程計画が適切か、これが15点。で、施設の運営維持管理、総合提案力がそれぞれ30点ずつ、合計100点というふうになっています。こう見てみますと、客観的な資料に基づいて、判断するとみられるものが、約40点、プレゼンテーションなどの能力によって委員さんが主管的に判断すると考えられるものが60点というふうな配分になっています。その配分がどうあるかっていうのはあれですがけれども、その総合点数が出ていますけれども、この総合点数の得点のなかで、さっき言いました客観的な部分で判断される部分と、あるいは主観的な部分で判断されると思われるような部分のそれぞれの配分が分かりましたら教えてもらいたいと思います。

それから契約書、仮契約も文面が出ておるわけですがけれども、これは一番表だけで、中にあります別添の条項によって公正な請負契約を締結して、これを履行するというふうな契約文面になっていますけれど、この別添がついておりません。町長は、この契約を決裁するにあたってですね、添付資料なしのものを決裁されたのでしょうか。私はできないと思いますし、最終的なこの議会に承認を受けられるということは、このそういう、別添の情報といいますか、そういった内容をしっかりそれぞれが確認したうえで、責任を持って可決をすべきだと私はそう思っております。

そういう部分で内容もしっかり検討していきたいと思いますので、そういった資料は付けていただくことはできますでしょうか。

最後に、この工事の中身にですね、本日、新聞で出ておりましたけれど、障害者の文化的、芸術的な活動を推進するという法律が成立したようでございます。障害者対策はどのようになっているのか、お答えいただければと思います。以上です。

○人権・社会教育課長(西尾 秀道君) 議長、人権・社会教育課長。

○副議長(吉原 美智恵君) 西尾人権・社会教育課長。

○人権・社会教育課長(西尾 秀道君) 門脇議員さんから、何点かいただきました。急ぐのは何故かということでございますけど、そもそもが、本来は8月ぐらいから工事に入りたいぐらいなものでございますけれど、今回仮契約ということで、陸上競技場の使用する大会、西伯郡の陸上競技大会の実施を待ちまして、すぐにでも工事のほう、着手したいということがございますので、時期をちょっと早めていただいて、本契約ということで、すぐに、内々の準備を進めていただくために契約を早くということで、あげさせていただいた次第でございます。

続きまして、プロポーザルの基準で配分ということでございますけども、これにつきましては、配分としましては、3分の2程度が工事の本質的な部分に関わるということになると、いうふうに考えておりますけれど、そこでいきますと、概ね順位は変

わっていないと考えております。

それと仮契約の文面ということでございますけれど、すみません、頭をつければというお話で、全協ではちょっと資料を出させていただいているところです。頭の文面に工事約款がつきまして、その後に、美津濃さんからですね、ご提案のありました工事の内訳、それと工事図面というものを付けております。このプロポーザルで決まりましたものにつきましては、工事の設計も含まれておりますので、詳細につきましては、協議をしながら、その設計のほうができるということでありまして、契約書には頭紙、そして鏡、そして工事約款、そして提案のありました大まかな内容、それと工事図面、計画の1枚、2枚、そういうものが付けての契約書ということになります。

障害者の方のですね、利用についての配慮ということでございますけれど、陸上競技場現在、インフィールドと走路の間ですね、トラックにつきまして、白い5センチぐらい高くなる内見のですね、板が巡らされております。これは工事によりましてリニューアルするわけですが、同様のものを設置いたします。ただこれはインフィールドですね、障害のある方が使い易いように着脱式でございますので、使用時にはスタッフのほうで、外して中で支障なくご利用いただけるというふうには考えておるところです。ただ今回はですね、今回の工事につきましては、トラックの走路部分以外の所の建物、あるいは進入の部分につきましてはの工事が含まれておりませんので、その部分は今後検討させていただくということが必要になるというふうには思っています。以上です。

○町長(竹口 大紀君) 議長。

○副議長(吉原 美智恵君) 町長。

○町長(竹口 大紀君) お答えします。決裁した時に、これ1枚で決済したんじゃないかというお話でしたけれど、決裁の前に十分にプロポーザルでの審査の内容の報告、協議等を踏まえて、決裁をしておりますので、しっかりとこちらでも判断をさせていただいたところです。

そしてもう一つ、今、朝提案をしたことに対して、即、議決を求めるのはいかなものというご指摘がありましたが、3日前の6月5日、議会の全員協議会を事前に開かせていただいております。その際に、全く同じ説明をさせていただいておりますし、資料をつけて十分に説明をさせていただきました。様々な角度から、議員さんからもご指摘をいただいておりますし、それに対してこちらもお答え議論をさせていただいたというふうには考えています。以上で説明とさせていただきます。

○議員(3番 門脇 輝明君) 議長、3番。

○副議長(吉原 美智恵君) 3番、門脇輝明議員。

○議員(3番 門脇 輝明君) お答えいただきました。私が言いましたのはですね、事務役をやっていたもんですから、きちんと決裁をする時には、1セットで、きちっとしたものを見て印を押しておりました。私たち議員もこの議題について、今度で可決すれ

ばそれが正式なものとして発行する、いわゆる最終的な責任を負っているという意味でその全ての文書と言いますか、必要なものはちゃんとつけるべきではないと、たぶんそんなものを付けたって誰も分からへんわい、読まへんわいというかもしれませんけれども、それはそれとして、つけるものはつけるべきではないという意味で質問をさせていただきました。

審査基準につきましては、そのさっき言いましたように、点数の内訳が出ておりません。その点数のいわゆるそれぞれ、誰が何点つけたっていうところまではいりませんけれど、それぞれ各項目について美津濃はそれぞれこういう形になっているとか、それから次の2番目の人はこういう形になっている、何点、何点、何点ということだというのが、提示していただければ、より分かりやすいんじゃないかなということで質問をさせていただきました。

障害者の対応については、今後しっかりやっていただきたいということで、お答えをいただきましたので、ありがとうございます。すべてこういった形で納得できる議論が必要ではないかと思しますので、その点、さっきの質問も合わせてお答えいただきたいと思います。

○人権・社会教育課長(西尾 秀道君) 議長、人権・社会教育課長。

○副議長(吉原 美智恵君) はい、西尾課長。

○人権・社会教育課長(西尾 秀道君) ご指摘いただきましてありがとうございます。

資料のほう不足していましたことお詫び申し上げます。それと1点、美津濃さんと、長谷川体育さんが、2番ということだったんですけども、配分でいきますとですね、美津濃さんと主要業務実績、施行そういったところの総合点が85点、そして事業費の部分の評価が103点、行程計画が120点、そしてランニングコストですとか、そういった施設の整備につきましてのところは227点、そして総合提案力ということで239点ということになっております。

そして続きましての2位の、この業者と多く検討しました業者につきましてはですね、最初の項目、主要な実績の部分につきましては、評価が82点、事業費につきましては、116点、行程計画につきましては、118点とランニングコスト、施設に関する整備等の計画等の提案につきましては200点、そして総合提案力が226点というところになっております。以上です。

○議長(吉原 美智恵君) 他に質疑ありますか。

○議員(4番 加藤 紀之君) 議長、4番。

○副議長(吉原 美智恵君) 4番、加藤 紀之議員。

○議員(4番 加藤 紀之君) 1位の業者さんと2位の業者さんと金額でいうと2,700万円の差があるわけですけども、工事費1億5,000万に対して、割合で言えば約2割の差があります。それに対して、プロポーザルの総合得点でみますと、800点満点に対

して、4%しか違いがありません。そういったなか、その他の町への提案なんかのところを全協では大きく注目したような説明をされたと思うんですけども、町への提案ですけども、実際確約をしてこのような事業を行っていきまస్తుてことは、まあ今の段階では、この先の話しになりますので、実際行われるかどうかというのとは分からないわけですよ。過去にも指定管理の関係で、業者さんから提案はいただいたけれども、実施をしていないようなことなんかもあります。そういった面をどのように担保していくんでしょうか。

○町長(竹口 大紀君) 議長。

○副議長(吉原 美智恵君) 町長。

○町長(竹口 大紀君) やはり、プロポーザルで提案していただいた内容というのは、確実に行っていたかなくていけないというふうに考えておりますので、なんらか文書で残る形で契約がちゃんと行われるようにしていきたい、プロポーザルの提案内容が行われるようにしていきたいと考えています。

○副議長(吉原 美智恵君) よろしいですか。

○議員(4番 加藤 紀之君) 議長、4番。

○副議長(吉原 美智恵君) 加藤 紀之議員。

○議員(4番 加藤 紀之君) 先ほど申し上げましたとおり、金額と総合得点との関係ですね、を考えると先ほど門脇議員がおっしゃったように、もうちょっと慎重に考えたいと思う議員もいるんじゃないかなと、そういう意味で結局、今日じゃなければいけないのか、最終日じゃだめなのか、はっきりとお答えいただきたいと思います。

○人権・社会教育課長(西尾 秀道君) 議長、人権・社会教育課長。

○副議長(吉原 美智恵君) はい、西尾課長。

○人権・社会教育課長(西尾 秀道君) 少し補足をさせていただきたいと思います。金額の差は、確かに大きいものがありました。ただ、2位のところにつきましては、沈下があるふりこの部分についてのみの下地の掘削更新ということでございまして、その部分、そこだけを行ったとしてもですね、全体を見ました時に、劣化 25 年経過しておりますので、その劣化のリスクは避けられないのではないかと、そしてアスファルトの下地のアスファルト層を新設することです、機能も上がりますし、長期的に安定した舗装になるということで、部分的な不陸修正だけでは対応できない沈下剥離のリスクというのは解消できるということと、総合的に今後の施設更新費の削減につながるということで、審査委員会では総合的に判断されたものというふうに考えておるところでございます。それで急ぎますのは、理由としましては、今日でなければならぬかと言われれば、可能な限り今日でお願いしたいというところでございます。工事に入って 11 月末ということで、冬季に入る前に、工事を完了したい、それで内容的には品質を保ちたいという思いがあります。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長。

○副議長（吉原 美智恵君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） まあ、今日急がれるというのは分かりますけれども、1位の業者さんの完成予定は11月末、それから2位の業者さんであれば、10月末だと1カ月の差があるわけですね。そういう部分を勘案しても、今定例会最終日は20日です。僅か15日、その15日が待てないのかなと。ちょっと疑問でしかたがないと。あらためて今回、委員会を通してから最終日提案し直されるような気持ちはないでしょうか。

○人権・社会教育課長（西尾 秀道君） 議長、人権・社会教育課長。

○副議長（吉原 美智恵君） はい、西尾課長。

○人権・社会教育課長（西尾 秀道君） では、先ほどのご質問にお答えいたします。2位のところが10月末ということでございましたけれど、それはさきほど申し上げましたけれども、下地のアスファルトの改修部分が、その1位の業者に比べて6分の1以下ということで、工事の量が違いますので、その部分で1カ月短縮はあるわけですが、ただ先ほど申し上げましたとおり、審査委員会の中では、その部分だけの補修でいいのかということ、それと25年たっているということから、やはり下地を変えたほうが、今後新たに不陸の部分が生じるというそのリスクも避けられるということから、制定されているところでございます。

で、期間、今日でなくてはいけないかということにつきましては、先ほど申し上げた理由のとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議員（13番 岡田 聡君） 議長、13番。

○副議長（吉原 美智恵君） 13番 岡田 聡君。

○議員（13番 岡田 聡君） 1億4,500万、結構大きな事業ではございますが、私は重要なのは、耐用年数が非常に重要ではなからうかと思っております。美津濃さんと言えば、運動用具メーカーの名の知れたメーカーでございますが、これまで陸上競技場の整備の実績はどうか。それからこれまでやられたところ、いろいろ使用してみてからの調査、当該自治体とか、いろいろあると思いますが、実際使ってみての評価とか、そういうあたりを調査されたのかどうか。

それからもう1点は、美津濃さん提案されておりますけれども、これからせつかく整備するわけですから利用度向上が図られなければならないと思いますが、合宿誘致サポートなど提案していらっしゃると思いますが、そこらの見通しと言いますか。これまでやられたところの実績があれば、調査されたのかどうかお願いいたします。

○人権・社会教育課長（西尾 秀道君） 議長、人権・社会教育課長。

○副議長（吉原 美智恵君） はい、西尾課長。

○人権・社会教育課長（西尾 秀道君） 岡田議員さんの質問にお答えいたします。会社概要につきましては、プロポーザルの際に一覧表に業者のほうからありまして、元受から

下請けまで、かなりの数、公認の陸上競技場のリストをいただいております。それはそれぞれの業者さんからもありましたところでもあります。

例えばですね、しかもできますと倉吉陸上競技場ということで、3種公認の施設ということでしていらっしゃいますし、いずれも提案につきましても、遠方でございますので、現地を確認したかと言われますと、その日に審査をするものでございますので、確認はしておりませんが、そこの実績から総合的に判断しておりますところでございます。

使った後の評価という部分につきましては、どちらの業者さんも喜んでいただいているということは、ご提案のなかでは言われるわけですし、それを評価としては見るところでございます。

それと年数ということで、この美津濃さんが言われたのが、弾性層にウレタンチップを用いた耐用年数 15 年という素材でございまして、他社の提案がありましたゴムチップ等が使われる、ウレタン素材よりも 1.5 倍の強度があつて対応性があるということで提案があつたところございまして、そのあたりも加味して決められたというふうに考えております。以上です。

○副議長（吉原 美智恵君） 他に質疑ありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○副議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○副議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから 議案第 92 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○副議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。したがって、議案第 92 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 93 号 ～ 日程第 13 議案第 96 号

○副議長（吉原 美智恵君） 日程第 10、議案第 93 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町ふるさとフォーラムなかやま ふれあい倶楽部）から日程第 13 議案第 96 号 平成 30 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）まで、計 4 件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。竹口大紀 町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。議案第 93 号 公の施設の指定管理者の指定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、「大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部」の管理について、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議

決を求めるものであります。

本施設は、平成 8 年度に開館し町の直営にて運営してきましたが、本年 2 月に下中山の地域自主組織「楽しもなかやま」より管理委託を受けたいとの要望があり、「楽しもなかやま」と協議した結果、地域自主組織の育成、地域活性化の観点からも「楽しもなかやま」代表西本憲人を公募によらない候補者として選定いたしました。

指定管理者の指定につきましては、大山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条に基づき 5 月 17 日に開きました指定管理者候補者選定委員会での審査を経て、本議会に提案するものであります。

なお、指定管理の期間は、平成 30 年 7 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年 9 か月間としております。

次に、議案第 94 号 平成 30 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）に提案理由のご説明をいたします。

本案は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、獣肉解体処理施設建設事業、鳥取和牛振興総合対策事業、機構改革による課新設に伴う保健福祉センターなわ改修工事の新規計上、県営土地改良事業の追加など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出て来たことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案し、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第 2 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 11 億 6,602 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 114 億 1,431 万 8,000 円とするものであります。

次に議案第 95 号 平成 30 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 10 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 106 万 3,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 5,756 万 8,000 円とするものであります。

歳出の主なものについて説明いたします。

第 5 款総務費 106 万 3 千円の増額は、大山口診療所リハビリテーション科リハビリ補助員に係る人件費の増及び大山診療所の貯水槽漏水箇所の修繕費の増であります。

次に、議案第 96 号 平成 30 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由のご説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,600 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 8,209 万 4,000 円とするものであります。

歳出の主なものについてご説明いたします。

第 15 款地域支援事業費 104 万 4,000 円の増額は、社会保険料及び賃金の組み直しと再任用職員分の社会保険料の増および町民に認知症を広く知っていただくためのガイドブックの作成によるものです。第 30 款諸支出金 4,496 万 3,000 円の増額は、平成 29 年度介護給付費負担金の国庫、県負担金及び社会保険診療報酬支払基金からの介護給

付費負担金並びに地域支援事業交付金の国庫及び県補助金からの地域支援事業支援交付金の実績額がそれぞれ交付決定額を下回ったため、その差額を返還するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

散会報告

○副議長（吉原 美智恵君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次会は、6月14日に会議を開き、一般質問を行いますので、定刻の9時30分までに本議場に集合してください。

本日はこれで散会いたします。

午前10時59分散会